

平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書

1. 業務名

児童虐待管理システム構築業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、要保護児童・要支援児童や特定妊婦を含むすべての児童に関わる業務を総合的にサポートするシステムを導入し、事務作業にかかる利便性向上及び効率化を図ることを目的とする。

3. 基本要件

- (1) パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。また、安定的な稼働を行うため、安定性、信頼性、拡張性に優れたソフトウェアであること。
- (2) 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- (3) 帳票については、マイクロソフトエクセル等の表計算ソフトによる形式やPDF形式等に変換して出力できること。
- (4) データの一元管理を基本とし、LAN環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。
- (5) 本市が管理している仮想サーバーにシステムを導入して、システム利用端末は既存パソコン3台及び既存ネットワークプリンタを利用する。なお仮想サーバーのOSは本市にて準備する。
- (6) 本市の業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- (7) 本システムの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- (8) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- (9) 受託業者は本市からCSVデータ出力を依頼された場合は依頼の度にシステム内に蓄積された全データをCSVデータとして出力し、無償でそのデータを依頼日から1週間以内に提供すること。

4. システム及びネットワークの構成

- (1) システム
サーバー及びクライアントを利用し、各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムとする。
- (2) ネットワーク
既存のネットワークを利用すること。本市クライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。
- (3) その他
各種設定については、本市と協議の上行うこと。セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

5. 機器構成・設置場所・動作環境

(1) 機器構成

システム環境は市調達の仮想サーバーに構築することとする。稼動開始を令和9年2月1日とするため、契約締結日から令和9年1月31日までにシステム機器納入を全て完了し操作研修を実施すること。

(2) 設置場所

サーバー及び周辺機器：平戸市役所内又はガバメントクラウド上（仮想サーバーは市で準備）

クライアント端末：平戸市こども未来課内

(3) 動作環境

クライアント端末機に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバーセットアップ、クライアントセットアップ、LAN 機器及び配線等は構築業務に含むこととし、構築終了後には、全ての機器ですぐにシステムが使用できる状態とすること。

6. 機能要件

機能要件とは、本市が業務を行う上で必修または効率的な業務を行うために必要と考えている機能のことであり、実装していることを条件としているものである。ただし、本仕様書、システム機能要件一覧表に文章で表現している関係上、要求する機能の内容が正しく伝わらないものもあると推測する。受託者は機能確認の打合せを十分に行い、必要とする機能要件の内容を正しく把握し、齟齬がある場合は本市と協議し最善の解決策を提示し実現すること。

(1) 別紙4「システム機能要件一覧表」を参照すること。なお、一覧表に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積に含め提案すること。

(2) 文字コード、フォント及び外字表記については、本システムの画面上及び出力される帳票等において正しく表記されることとし、拡張文字が表記されない場合は常用漢字に変換する。外字フォントは市が提供する。

7. システムの拡張性

令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要がある観点から、市町村による相談支援として、個々の支援対象者を支援する際に支援計画（サポートプラン）を策定する機能を有すること。その際の構築費用については、別途締結する保守契約の範囲内で実施すること。

8. 機能強化・法改正対応

(1) 児童虐待管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、対応版ソフトウェア（プログラム）の無償提供を行うこと。尚、適用作業についてはCD等の配布だけでなく受託業者が現地での適用作業を行い、改正内容等の情報提供等を行うこと。

(2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国の利用者の意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。

9. 安全対策

本システムは重要な個人情報扱うため、セキュリティについては平戸市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策
 - ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
 - イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。
 - エ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
 - オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。
- (2) ウイルス対策
 - サーバー及びクライアント端末には、市が調達するウイルス対策ソフトを適用しセキュリティ対策を行う。
 - 使用するウイルス対策ソフト：Trend Micro Apex One

10. データ移行

- (1) 現在各種情報はExcel、Wordファイル等で管理されており、そのデータについては、可能な限り本システムに引き継ぐことを想定している。受託者は、本市へシステム移行用フォーマットを提供するなど、本市の作業負担が少ない方法を提案するとともに、システムへの一括登録作業を実施すること。
移行用のデータの作成が困難な場合は、PDFやExcel・Wordなどのファイル形式で対象者と関連づけて情報の登録ができること。
- (2) 本番移行までに十分なリハーサルを実施し、本番移行をスムーズに行えるよう準備すること。
- (3) データ移行後は本市担当者の検査を受けること。
- (4) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (5) 不足するデータがある場合は、本市から書面にて作成又は提供された帳票類をデータ入力作業によりデータを作成、システム処理可能な状態でデータを移行すること。
- (6) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、本市担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。
- (7) データ移行では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取扱いについては十分留意すること。

11. 保守・サポート体制

システムについては、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

- (1) システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- (2) 導入するパッケージシステム、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、システム、本事業の制度等に精通した者であること。
- (3) システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の情報に改版の上、本市に提出すること。
- (4) 本業務受託者は、システムが円滑に運用できるよう、本市職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途締結する保守契約の範囲内で実施すること。
- (5) システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

- (6) 原課よりデータの抽出を求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出を回数制限なく行い、依頼された日より 1 週間以内に原課に提供すること。その際の費用については、別途締結する保守契約の範囲内で実施すること。
- (7) 法改正等により、管理内容に変更が発生した場合には、別途締結する保守契約の範囲内にて対応できること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。

12. 操作研修

- (1) 職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、本市から依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本市に提供すること。

13. 納品及び検査

本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本市が要求する機能及び性能を実装している必要があるため、納品物検査を本市職員立ち会いのもと、本稼働前に実施する。業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、本市の指定する方法により文書データを納品すること。

- ① 平戸市児童虐待管理システム一式
- ② 目的物引渡書（1 部）
- ③ 業務完了届書（1 部）
- ④ 操作マニュアル（1 部：電子媒体）
- ⑤ 運用マニュアル（1 部：電子媒体）※運用が確定した時点

14. その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 仕様書の内容について、本市の指示又は設備上重大な問題が発生した場合は、協議の上、変更可能とする。
- (4) 本業務では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取り扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持出しを禁止し、現地での取り扱いに限定する。
- (5) 打合せ協議など、本市職員の立ち会い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、本市職員が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。
- (6) 本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。
- (8) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならな

い。

- (9) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議するものとする。

17. 調達物品等

- (1) 調達物品は以下のとおり

項番	物品名	数	仕様等
1	児童虐待管理システム	1	別紙4「システム機能要件」参照
2	システム環境構築作業	1	
3	機器設定及び設置作業	1	
4	操作研修	1	14 参照
5	システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス	3	
6	システム稼働に必要なその他物品等	1	

- (2) 機器及びソフトウェア等の仕様条件は以下のとおり

- ・仮想サーバー(平戸市準備)

項目	仕様
OS	Windows Sever 2022

- ・児童虐待管理システム

別紙4「システム機能要件一覧表」を参照すること。

- ・ミドルウェア及びライセンス等

システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス等(5年間分)

- ・操作研修

5年間分(随時対応)の操作研修費用を見積もること。

18. その他提出物等

システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書を提出すること。